

令和2年10月26日

第10回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第10回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|----|---|---|-------------|--------------------|----|---|---|
| 招集年月日 | 令和2年10月26日 | | | | 招集場所 | 加須市役所 5階 505会議室 | | | |
| 開会の日時 | 午後1時30分 | | | | 閉会の日時 | 午後3時20分 | | | |
| 会長 | 小 倉 和 夫 | | | | 職務代理 | 柳 田 浩 | | | |
| 議席 | 委員 | 氏名 | 出 | 欠 | 議席 | 委員 | 氏名 | 出 | 欠 |
| 1 | 野口 | 悦夫 | ○ | | 9 | 瀬下 | 京子 | ○ | |
| 2 | 江川 | 芳夫 | ○ | | 10 | 小川 | 達男 | ○ | |
| 3 | 中島 | 利雄 | ○ | | 11 | 柳田 | 浩 | ○ | |
| 4 | 松本 | 昇 | ○ | | 12 | 小倉 | 和夫 | ○ | |
| 5 | 山岸 | 和男 | ○ | | 13 | 早川 | 初男 | ○ | |
| 6 | 嶋村 | 浄 | ○ | | 14 | 関口 | 豊充 | ○ | |
| 7 | 佐久間 | 尉匡 | ○ | | 15 | 新井 | 明弘 | ○ | |
| 8 | 松村 | 文夫 | ○ | | | | | | |
| | | | | | 加須市農業委員会事務局 | | | | |
| | | | | | 次長 小川 修一 | | | | |
| | | | | | 主幹 正能 光 | | | | |
| | | | | | 主幹 新井 昌典 | | | | |
| | | | | | 主幹 関田 毅 | | | | |
| | | | | | 主事 加藤 正則 | | | | |
| | | | | | | | | | |

開会 午後 1時30分

○事務局（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局の大熊局長ですが、他の会議との兼ね合いで出席できませんので、私のほうで進行させていただきます。

それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様こんにちは。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これより令和2年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお祈りします。

○事務局（小川修一君） ありがとうございました。



◎会長挨拶

○事務局（小川修一君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に秋の収穫ということで、最適な天候というか、一応米のほうは、今騎西の方面は最後の追い込みをかけているところではないかと思えますけど、全般的には夏の天候が不順で心配されたんですけれども、何とかできていそうかなという感じがいたします。収穫の秋、皆さんと共に忙しい中、農業委員会の総会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

また、10月23日の令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会ということで、例年ですと8月の下旬に羽生で一堂に会してやる研修会が、加須市単独の研修会ということで、大変ご苦労さまでございました。その中で、農地中間管理機構が抱える制度的課題ということで、その文章の中で、農業委員会制度改革による最適化推進委員の設置は、機構が万が一失敗した場合の責任の押付け先になるのではないかという、そういう文章がありました。

そうさせないように頑張る必要がある、そういった反省を踏まえて、人・農地プランの実

質化が打ち出されたという文章がありましたけれども、中間管理事業が機構のほうが失敗をするという、そんなようなことは我々も考えておりませんで、加須市においては埼玉県一の中間管理事業の実績があるわけでございます。

今年度、来年に向けまして、馬内地内、また道目地内、または北辻地内の整理事業というか、耕作条件の変更ということで、簡易な整備事業なんですけれども、その予算が何とかついたということ、前コーディネーターのところから今日お聴きしたわけなんですけれども、加須市におきましては、中間管理事業が年々実績を上げているということで、さらに各地区でその実を上げるように、我々も農業委員として大いにバックアップしたいと、そんなような気持ちでおります。

皆さん方には、今後ともいろいろな面におきましてご協力をいただくわけですが、よろしく願い申し上げ、言葉が整いませんけれども、開会の挨拶といたします。今日はどうもご苦労さまです。

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。

◇

◎出席委員数の報告

○事務局（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち過半数を超える全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づいて、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

◇

○事務局（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長さんに議長をお願いいたします。

◇

◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

1番 野口悦夫委員

2番 江川芳夫委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案の取下げ

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、2件の取下げ願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの2番の樋遣川地区の案件及び議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の議案書2ページの1番原道地区の案件については取下げ願が出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告申し上げます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、賃貸借により権利の設定20年で、必要添付書類を調べております。

また、譲渡人は後継者がいないため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

10月17日、最適推進委員の野本さんと川島さんと3人で、 さんのお宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。また、譲渡人につきましては、農家をやっていたんですけど、最近親が亡くなり、全然やっていないので、農地を持て余しているようでございました。

また、譲受人の さんは、親がちょっと一緒に梨の果樹の栽培をしております。また、この借りた土地につきましては梨の新品種を栽培するという形で、賃貸借の契約を結んでございます。

いろいろな状況を見まして、何の問題なく、許可相当と判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川でございます。

ちょっと分かったらでいいんですけど、一般的には今農地の貸借りにについては、農地法の3条の規定でなくて利用権のほうが多いように、今までの案件でもあるんですが、特段これは面積が2,400㎡ということなんですが、特段3条であるべき、何か本人の要望とかがあったんでしょうか。

また、これですと完全な所有権利の設定がつかうんですね。一般的には今は利用権でやっているのが多いのかなと思ったんですが、特に理由がなければいいんですが、もし分かればお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。特に本人が利用権ではなく3条で出してきたので、ちょっとなかなか最近はないケースなんですよね。

○2番（江川芳夫君） ないですよ。この辺は農業委員会として指導というのはするのか、あるいは本人の申請どおり、いいんですけどね。特に3条は制度的にあるわけだから、問題はないんですけども、一般的には今両方の合意がない利用権による設定が、1年、5年、7

年とか10年で自動解約ですので、その辺の農業委員会としての指導もやっているのか。本人が提出したんだからいいんだよといえはそれまでなんですけども、制度上の問題ですから、その辺が分かればなと思ったわけです。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。双方、渡受人のそれぞれの申請が上がってきましたので、受理しました。特に何でとは聞いてはおりませんが、そのまま受けました。そういうことです。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が調べられております。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は隣接する地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

10月19日に推進委員の金子さん及び中島さんの立会いの下で、現地を確認いたしました。現状は耕作していないものですから、草だらけなんですけども、草の管理は割合よくやっているかなという印象を受けました。先ほど事務局から話あったように、地図上のかぎ型の土地を今さんが耕作してまして、さんとさんは親戚関係だそうです。さんからぜひやってくれという形で要請がありまして、今般の申込みになったということでございます。

さんもお勤めを辞めまして、今現在一生懸命やっていますので、その辺は問題ないと

思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は借地で耕作していたものを、自己所有地として農業経営をしていくため、今回の申請となっております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

10月17日、推進委員の石川さんと現地を確認いたしました。今、稲が作付してるのは、刈り取った跡があったということです。この日はちょっと さんの都合が悪いので、私が夜、電話で一応お話を聞きました。この譲渡人の さんは兄弟で、親から相続をされた農地なんですけども、今年 さんに作付をお願いして、遠方に住んでいるため、手離してもいいというふうに考え、今回売買で話がまとまって、今回の申請ということになりました。

許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○6番（嶋村 浄君） 譲受人の さんなんですけど、自作地というのは空欄になっているんですけども、ないんでしょうかね。

○事務局（正能 光君） 借受地が62アールありますので、そこを耕作しているということです。さらに言えば、62アールを今回、今まで借りて作っていたところを所有地にすると、そういうことになります。ですから、借受地が今度は自作地ということになる、今回の案件

ということでございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、譲受人は同じでございますけども、渡人が違いますので、再度ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は、兼業による経営の見直しのため、譲受人は借地で耕作していたものを自己所有地として農業経営をしていくため、今回の申請となっております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

同じく10月17日に推進委員の石川さんと、現地確認と さんの事務所でお話を聴きました。現地は今年も稲を作付してありまして、刈り取った跡がありました。上と同じなんですけど、今年1年、 さんの土地を借りて さんが作付をしまして、売ってもいいということで今回売買で話がまとまり、許可相当と判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

今の譲渡人のほうの事務局の説明ですと、一般的には譲渡と譲受では、経営規模の縮小というのが一般的な理由で、今まで3条で上がってきたものが多いんですけど、今の事務局の説明ですと、経営の見直しという言葉を使ったんですけども、この経営の見直しというのは、経営の縮小ではないから、 さんが仮に、今度はまた農地を取得することも可能というか、そういう事案もあるというふうに理解してもよろしいんですか。

ということは、一般的には3条で売買の場合縮小となると、ずっと縮小するのが3条の建前ではないかと思うんですけども、今事務局が見直しという言葉が使われたので、見直しというのはどういうのかなと思うので、参考までにお聞きしたいと思います。

○事務局（正能 光君） 本人の渡人、確かに兼業による経営の見直し、要するにうちのほうとしても縮小ということで受け取っております。これがまた3条で取得ということは、事務局のほうではそれは受付はできないと、そういうふうに考えております。でないと、やはりおかしいですからね。転売が目的じゃないですから。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類を調べております。

譲渡人は自宅から圃場までが遠く、耕作が不便なため、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模の拡大を行うことができるため、今回の申請となっております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

10月20日、松村推進委員と譲渡人の さん、譲受人の さん4人で現地調査を行ってまいりました。

申請地の隣接地で耕作している さんは、 さんが耕作をされていないため、以前より申請地で借地として耕作されて、現在に至っております。このたび申請地を手離したいというお話があり、 さんが承諾をしたということでした。

問題なしと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の豊野地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18番の豊野地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。3条の7番と5条の18番は、両案件は、営農型太陽光発電施設で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

まず、3条で、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための地上権3年の一時転用で、下部の農地では、所有者が太陽光パネルの下の部分面積にして381.99㎡において、ミョウガを作付する計画となっております。

また、5条の18番につきましても、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち支柱部分の8.52㎡を賃貸借による一時転用3年で、必要添付書類を調べております。

また、この案件につきましては、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されております。当該申請地は農用地、いわゆる青地でございますので、営農型での申請となったものでございます。

現地調査を行った結果、申請地周辺は稲作農地が広がり、周囲100メートル以上、電柱もないような場所ございました。営農型太陽光発電施設につきましては、農用地であっても可能ではございますが、農林水産省の通知や実務のQアンドA等による通知によりますと、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようなものであること、それと農業経営の規模の拡大等の施策に妨げとならないようなことということが明記されております。それを踏まえて、今回ご審議のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

このたびの案件につきましては、営農型の太陽光発電設備ということでございまして、上

部を太陽光発電、下部でミョウガ作付をするという内容でございます。

10月16日に、坂田推進委員と2人で現地の確認をしました。その状況につきましては、今年には作付がされていないような状況で、若干荒れかかっているというふうな状況の田んぼでございました。周辺農地はしっかり作付がされているという状況です。

このたびの案件では、今申し上げましたように営農型の太陽光ということでございますけれども、いろいろな問題がある観点から、16日に申請人の代理人、これは土地家屋調査士の方、それからその方が連れてきました の様 という方、お二人に、この役所にて事務局と一緒に聞き取り調査を行いました。

この案件につきまして、聞き取り調査の結果から、3点ほど疑義があるというふうに考えております。

まず1つは、所有者の営農状況、こちらにつきましては、所有者は約7反の農地を保有し、全てを第三者に貸付けしている状態で、実際の農業経営は行っていないような状況のようでございます。

そういうことで、営農実績がないということと、さらに今回申請の農地については仮登記が付いておりまして、5条の許可条件とした買取り優先の仮登記が付いておいて、実際の権限が仮登記さんのほうに行っている部分が見られるということでございます。

それから、第2点の疑義につきましては、設備の設置者と生産者が異なる、上と下で管理をしている者が異なる中での営農型の申請ということで、3年間の一時転用でございますので、3年後には再度申請ということになるわけですが、営農型の条件に満たない場合は再許可にはならない、できなくなる可能性があるわけでございますけれども、仮に一旦許可をした場合に、3年後におきまして、いずれか生産がされなくなったりして条件を満たさない場合に、次の申請を不許可にする段階において、実際に上の設置者と生産者が違う場合に、元の状況に戻してもらえるのか。これについては、一応撤去しますよという証明は添付されているようですが、実際の担保が取れるのかという疑義が生じます。

それから3点目、この土地につきましては、案内図では周囲の状況がよく分かりづらいかと思うんですが、この土地は約20ヘクタールの一団の集団農地です。優良な水田農地です。そうしたところの中に工作物を主要とする設備を許可した場合に、これからの市が進めております中間管理事業などの推進を図るに当たりまして、農地の集積、集約を図っていく上で、大きな影響があるのではないかというふうに危惧するところでございます。

このようなことを踏まえまして、今回の案件については、不許可相当が妥当であるという

ふうに考えました。

以上でございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、ただいま地元の柳田委員のほうからご説明があったとおりで、私もそのとおりだというふうに認識しております。

特に営農型の発電設備の農地につきましては、周辺の農地に支障が及ばないという特例中の特例の許可でありまして、なおかつここは農振農用地の青青ということで、除外もしないで白塗りもしないで許可ができるという制度に乗った申請ということでもありますので、なかなか厳しい条件の下でない、許可はできないというふうに考えています。

ましてや、この青が介在農地の中の青、例えば従前青であって、周りが全部もう宅地化されて、青で残っていたと、圃場整備等の関係で。そういう農地であれば、一考する価値は十分あるというふうに思っておりますが、周辺の農地がまだまだ柳田委員言うとおりの、集団の中の農地ということで、今後利用集積あるいは基盤整備、あるいは圃場整備等の経営後継者がいない中で、集積にも重大な影響を及ぼすというふうに考えられると思います。

ましてや、青青の中の農地をこのまま加須市の農業委員会が許可ということになりますと、ますますどこでも無秩序に乱開発されるおそれが十分にあるんじゃないかというふうに認識されます。そんなことで、農業委員会の立場とすれば、やはり農地を守る本筋からいっても、こういう集団農地は守るべきではないかというふうに、私は考えております。

ほかの方のご意見もいただきたいと思いますが、私の意見は以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにご質疑、ご意見等ありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

先ほどより、この案件については不許可とする考え方からご意見等がありました。

このご意見等を踏まえまして、まず、7番の豊野地区の案件について、不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、18番の豊野地区の案件についても、不許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、不許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の豊野地区の案件について、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の豊野地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。まず、5条の変更1番、それと5条15番、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

議案第3号の5条の計画変更、それと議案第4号の5条の15番は関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の12ページと27ページを併せてご覧ください。

両案件は、今月20日付で許可をいたしました農地改良の隣地に1筆を追加するもので、既存の許可の変更、さらに5条15番は隣地の1筆を追加するというもので、必要添付書類を調べております。

また、当該地は農用地でございます。先に許可した農地改良に隣接しており、1筆残ってしまい、谷状になってしまうことから、今回1筆を追加し、合わせて野菜を作付するための農地改良で、期間は5か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、10月17日に坂田推進委員と2人で、事業主及び第5条のほうの申請人 様の立会いをいただいて、現地の確認をしてまいりました。

この案件につきましては、ただいま説明がありましたように、9月の案件の追加部分の変更をしていくという内容でございまして、農地改良を一体的に整備するというものでございまして、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の豊野地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の豊野地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可が見込まれるものということでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、

協議中で許可が見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないもの
と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり10月17日に推進委員の野本さんと川島さんの3人で、譲渡人の さん
宅を訪れ、また現地を確認してまいりました。現地につきましては、当分しばらくの間作付
けしていないようですけど、大分きれいに管理をしてありました。また、不動産屋さんから、
一応自己用住宅を建てる人が買いたいというんだからどうだという話がありまして、話がま
とまったようでございます。なので、問題なく許可相当と判断をしてまいりました。ご審議
のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-
2をご覧ください。

本案件は譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必
要添付書類を調べております。また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発
行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということござ
いました。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり10月17日に推進委員の野本さんと川島さんの3人で、譲渡人の さん宅を訪ね、また現地を見てまいりました。 さんのお宅も旦那さんが亡くなり、しばらく耕作していないようでございます。また、現地を見てきましたけども、ちゃんと整理してありました。また、譲受人につきましても、借家住まいで、定年になったという形で自己用住宅を建てたいということで話があったようでございます。契約がまとまったということでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、既存施設を拡張するもので、必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現状は既に使用されていることから、始末書の提出がされております。第2種農地であることから、やむを得ないものと思われまます。敷地拡張でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり10月17日に推進委員の野本さん、川島さんと3人で、譲渡人の さん宅を訪れ、現地を見てまいりました。また譲受人につきましても、社長はいなくて、 さんと3人で現地を見てまいったわけでございますけれども、実際競技場につきましても、大分事業者も増えまして、手狭になったという形で、事業を拡張するという形で賃貸借契約を結んだ

ようでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） ちょっと参考までにお聞かせいただきたいんですが、既存の競技場と、それから今回の申請地の間には道路があるようですけれども、こういった道路と遊戯施設のところというものは、例えばフェンスとか、ちゃんとこの奥に申請地のほうにも農地が点在しているわけですが、そちらに出入りする耕作者の出入り等については、ちゃんとスペースが、出入り等については確保できるという形の中での申請ということによろしいわけでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせいただきたい。

○事務局（正能 光君） 現地のほうはブルーのネットで、要するに球が出ないとか、そういう仕切りはしてあります。あと、間にこれは水路が走っているんですね。

○14番（関口豊充君） 水路なんですか。

○事務局（正能 光君） はい、水路です。

○14番（関口豊充君） 分かりました。ということは、農道とかという形ではなくて。

○事務局（正能 光君） はい。その辺は、耕作のほうは。すぐ北側が瑞穂農場なんですよ。以上です。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見はありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたしました。

次に、4番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、集会所、駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、また隣接している宅地については、

譲渡人の 氏の所有となっております。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

10月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲受人のさんからお話を聴いてまいりました。

まず、現地なんですけども、こちらは真ん中にちょうど宅地というふうになっておりますけども、見た感じですと砂利とかそういうものも目立たず、今回の申請の土地もきれいに管理されておりまして、先ほど事務局からの説明のとおり、集会所を今建て替えておりまして、今まで県道沿いに駐車場として使っていたケースがあるんですけども、感じていうと、二回りほど大きな集会所を建てる都合上、ちょっと車の止めるスペースが足りないかなということで、都合よくこの北側に土地が空いておりましたので、同じくこのさんが、集会所の土地とこちらの申請者が同一人物ですので、貸していただけるというような状況になりましたので、今回の申請になったそうです。

2種農地ということもあり、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の不動岡地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、畑にするための農地改良で、期間は

5か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井ですけども、10月19日に、最適化推進委員の小谷野さんと2人で、譲渡人の さんの長男の さんに話を聞いてきましたけども、この辺一帯は低い土地で、毎年のごとく大雨なり台風なりですと、水一面になってひどく、去年もみんな、わらがうちのほうへみんな来ちゃって、どうしようもなかったんだよなという話をしていましたけども。

そういう関係で、毎年こういうんじゃということで、盛土をして耕作するというようなことなんでしょうけども。1人、 さん、この方は3丁目の方なんですけども、地番で言いますと 、ここも さんが耕作している一帯になっていますので、ここもずっと低いので、 さんが作っているの、一括で盛土して耕作するというような話です。許可相当と判断しましたけども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、事業計画地、宅地の全体の3分の1を超えないものであることから、許可の見込まれるものということでございます。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

さんからの話で、畑を地目変更したいということで、いろいろ現地を見てみますと、事務局の説明のとおり問題ないかと思えますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

申請自体は問題ないと思うんですけども、発表の関係で、みんなが何月幾日に誰々さんと推進委員さんを見たとかといろいろ報告していますけども、そのほかに事務局からもいろいろ、発表方法には何月幾日、どういう方とどういうことを見たというふうに報告をしてくれということでございましたけども、先ほど聞いていましたら、現地を見たということは発表の報告の中に入っていなかったもので、誰々さんと何月幾日に見たというようなことをちょっと聴きたいなと思って、質問しました。

以上です。

○13番（早川初男君） 申し訳ございません。松本推進委員さんで行こうと思っていたんですが、25日に松本さんがみえなかったもので、私1人で行きましたので、よろしくご審議お願いいたします。

○推進委員（松本榮次郎君） 推進委員の松本ですけど、今、早川さんのほうから話があったように、25日の前日の夜に連絡があって、私ちょうど出張していましたので、25日の当日は中間管理の会議があったので、連絡があって、早川さんの家に朝、連絡しました。

そしたら、連絡が取れないで参加できないんですけど、できればこの会議の中でも、もう一回確認しておきたいのは、やはり2週間か3週間余裕があるので、前の日の夜連絡があってお願いしますというのは、ちょっとどうかな、そういうふうに思いますので、この席でぜひ少し余裕があるので、事前にやってほしいなというふうに要望します。

○会長（小倉和夫君） 早川さん。

○13番（早川初男君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置き場を増設するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、市内事業者が集落接続により許可が見込まれるものということで、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 申し訳ございませんでした。

この さんの社長さんに会うために、5日ぐらい前から毎日足を運んだんですが、24日の夕方やっとなつかまりまして、25日に、じゃ、お邪魔したいんですけどどうでしょうかと言ったら、いいですよということで9時頃、それも前日松本委員さんに電話したわけなんです。連絡が、取れなかったということなんですけど。

私、行って全部話をちゃんと聞いてまいりました。そしたら、この申請地は さんのほうでもう何年前から管理をしているということでしたので、隣が自分のところの敷地がありまして、そこに材料をいろいろ資材が置いてあるんですが、資材の置き場が狭くなったので、隣の管理していた さんですか、この土地を交渉したところ、譲っていただけということで話が進んだそうです。私は何ら問題ないかなと思うんですが、よろしくご審議のほどを。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

この件も先ほどの6番の議案と一緒に、一応早めに連絡を取って、2人で現地調査

したりしてもらいたいかないかなというか、そのほうが普通かなと思ったので質問しました。

○13番（早川初男君） 今度から早めに連絡を取りたいと思って、社長と会える時間をつくってもらうためにお邪魔していたんですけどね。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

早めに調整していただいて、現地確認のほう、よろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

8番に入る前に、時間も1時間以上経過しましたので、ここで10分の休憩をお願いしたいと思います。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 休憩を閉じます。

◇

○会長（小倉和夫君） 8番に入る前に、事務局のほうからちょっとお話がありますので、よろしくをお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局、正能です。

前半の大利根の営農型の太陽光、ご審議いただいて不許可相当という意見をいただいたところなんですけれども、市長部局のほうに送る前に、毎月県の農業会議が事務局をやっております常設審議委員会という組織がありまして、3,000㎡以上の転用案件については意見を聞かなければならない。3,000㎡以下であっても聞くことができるという組織がございますので、それに諮りまして、今回の件について意見を一応伺う予定でございます。それで市長部局のほうに送りたいと思います。

お墨付きじゃないんですけども、県のほうの意見も聞くと、そういう判断にしたいと思えます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、議事に入ります。

次に、8番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、10月17日に推進委員の橋本さんと2人で現地調査を行いました。現地は、地図でも見るとおり角地でありまして、私、2人で現場を見たんですけども、現在は耕作されていなくて、道路に草がかぶさらないようにきれいに草刈りはされておりました。

次に、さん宅に、これは種足じゃなくて旧騎西町の騎西というところに自宅があるんですけども、そのお宅に訪問し、本人より聞き取り調査を行いました。この土地はもともと実家の土地でありました。長い間、地元の方に耕作をお願いしたところ、高齢になった

ためできないということで、そして本人も今後この土地の管理ができないということになったため、今回の計画になったということでもあります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するための進入路を確保するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、宅地の住宅を建て替えるため、前面道路に接道させるもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

10月19日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。現況は空き家になっておりまして、ただ、管理のほうは比較的行っておりました。進入路はコンクリートで、やっであるんですけども、ちょっと4メートルまではいっていないようなんですね。代理人であるの さんに、電話なんですけども、確認しまして、譲受人の 様も愛宕町、市内なんですけど住んでいるんですけど、ちょっと手狭なもので、広いところを探しておったと。

この物件が気に入りまして、購入することになったそうです。持主の さんはもう数年前から山梨のほうに住んでいまして、日頃の管理は娘さんが住んでいるらしいんですが、そ

の方が管理していたそうです。問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農家住宅を建て替えるための進入路を確保するもので、必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農家住宅を建て替えるための接道を確保するものですが、現地は既に使用しており、始末書が添付されております。現状からもやむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

10月17日に推進委員の石川さんと、さん宅に行って現地と聞き取りをしました。譲受人と譲渡人は親子関係で、母親の土地を借りて進入路を確保したいということで、農家住宅建替えのための進入路を確保したいということで、今回の申請となりました。許可相当と判断しましたが、審議のほどをよろしく願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、公衆用道路として加須市に寄附採納するもので、必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、現状は市道の一部となっており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私12番、小倉でございますので、私のほうから調査結果並びに補足説明をいたします。

10月17日に、推進委員の高橋・細谷両推進委員さんと共に さん宅を訪ね、またその前に現地を確認してまいりました。現地はこの前の、管財人というか、 さんがパーマ屋さんとか床屋さんに売った裏の後退線の農地でございます、農地は市のほうに寄附はできないということで、それに伴って転用して寄附するという案件でございます。

さんの話では、前回は農地とかそういう管財人からのお話があったわけですがけれども、今回農地から転用するというので、一括してできなくて、これだけ残ったという話でございます、特に問題はないものと、許可相当と判断をしましてまいりました。皆様のご意見をよろしくお願い申し上げます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっとこの事実関係といたしますか、ちょっとお聞きしたいんですが、この案内図を見ますと、黒く塗ってあるところが70㎡なんですけど、残りのこの2つ、 と は今何になっているかが一つ。

それから、加須市に寄附採納することで道路管理担当課とも調整中ということなんですけども、今回の部分の先、いわゆる のこの道路はどんな形態になっているのか。果たしてここだけでも市は採納を受けるんですか、その辺を確認したいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、ちょっとまたすいません、確認したいんですけども、 と 、まずそこが何になっているかということですね。そこは個人宅、パーマ屋さんですか。店舗ですね。建物が建っているんですけども、店舗です。

- 2番（江川芳夫君） この部分はいわゆるセットバックの部分ですか。
- 会長（小倉和夫君） そうです。で、転用したんですけど、セットバックの部分が農地のまま残っていたということで、管財人が、前回農地の競売というかそれをやったんですけども、その案件からは分離してやるということで、農地は市のほうに寄附しても、農地は受けないと、現物は受けないということで、転用して、結局 さんがその分を負担するという事なんです。
- 2番（江川芳夫君） さんというのはパーマ屋さん。
- 会長（小倉和夫君） パーマ屋さんじゃないです。今回、農地を一括して引き受けた人。
- 2番（江川芳夫君） パーマさんは関係ないんですか。
- 会長（小倉和夫君） 税金は さんがその部分を、損するという言い方はないんですけども、今まで一緒にやったので、その分はやむを得なく農地転用して、その費用をもって市のほうに寄附するという事らしいんですね。
- 事務局（正能 光君） これは建物が先です。パーマさんが先で、セットバックした分を分筆しちゃったんですね。
- 2番（江川芳夫君） ただ残っているんでしょう、その部分が。 さんという人が名義になっていたわけだ。
- 会長（小倉和夫君） じゃなくて、 さんの。
- 事務局（正能 光君） 被相続人。
- 会長（小倉和夫君） 競売にかかって。
- 2番（江川芳夫君） 競売の案件なんだ、これ。
- 会長（小倉和夫君） そうそう。一括して農地は さんが引き受けたわけなんですけども、この部分を結局市のほうに寄附するといったら、農地は、
- 2番（江川芳夫君） さんが競売で取得した土地。
- 会長（小倉和夫君） そうです、そういうことです。
- 2番（江川芳夫君） ああ、なるほど。それで、残り広いほうをパーマさんが買って造ったと。そのセットバック分は農地のまま残っちゃったと。
- 会長（小倉和夫君） さんが亡くなる前に、パーマさんというのはいもう農地を買って転用してお店を造ってあるんです。
- 2番（江川芳夫君） 市の道路課は、説明が書いてあるから聞くんですけども、何でこれ、市はこれで受けるんですか。

○事務局（正能 光君） 受けるという方向です。北川辺のほうで。

○2番（江川芳夫君） 突き抜けるんじゃないなくても、セットバック分だけでも受けるんですか。

○事務局（正能 光君） というしかないという判断。

○会長（小倉和夫君） 見たところ、狭い農道なんですよ。農道で、一般的に舗装されている部分でもないんですけども、その部分だけが宅地から外れているという形で。ちょっと変わっているんですよ。

○事務局（正能 光君） あそこを誰も農地だとは思わないようなところですよ。

○2番（江川芳夫君） 要は、さんが私の手から離ればいいと、こういうことでしょう。簡単に言うと。

○事務局（正能 光君） そうです。

○2番（江川芳夫君） それにはどういう方法があるんだということで、やっぱり市に寄附採納で受けるしかないということなんですかね。突き抜けてもないのに、市は良く受けるなどという気がしたもんだから、ちょっと確認したかった。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私12番、

小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

10月17日、推進委員の高橋・細谷両委員さんと共に譲渡人の宅を訪ね、話を伺ってまいりました。譲受人のさんはさんのせがれでございまして、今同居しているんですけども、結婚して隣に家を造るということで、自己用住宅としての申請でございます。特に問題はなしと判断してまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、経済産業省の認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番の瀬下です。

10月19日、松村推進委員と譲受人の代理であります行政書士のさんと、現地調査を行ってまいりました。譲渡人のさんとさんは兄弟でありまして、後継者がいないということです。申請地は日当たりがとても良く、有効活用ができるということで、太陽光発電施設を考えましたということです。

ただ、周辺に住宅があるため、草の管理がとても気になりました。そのことを、お話をしましたら、専門業者さんに依頼をするということで、年に数回見回りをしますということなので、問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

この案件につきましては、16日に坂田推進委員と2人で現地にて譲受人の代理である様に立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。

場所につきましては、案内図のとおり集落内の農地でございまして、場所的にやむを得ないかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、工場を敷地拡張し、駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類を調べております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、既

存敷地の2分の1以下の敷地拡張によるもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

19日に譲受人の の代理人 さんからお話を伺ってまいりました。坂田推進委員と2人で予定していたんですけども、相手がどうしてもこの日この時間しか取れないということで、私1人で今回は対応させていただきました。

中身につきましたは、工場のすぐ脇、今は低地で若干野菜があるかないか、ほとんど不耕作の状態な土地でございまして、農地活用上、なかなか難しい土地であるというふうに判断してまいりまして、林地の事業主の駐車場ということでございますので、やむを得ないのかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第5号でございます。ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機

構への利用権設定案件でございまして、新規分536筆、面積にして50万2,414㎡となっております。この集積計画が本総会で決定されますと、市担当課の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農業経営基盤促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない。」に、推進委員、推進委員、推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（推進委員、推進委員、推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第6号でございます。ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸付けが適当

であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、推進委員、推進委員、推進委員の入室をお願いいたします。

（推進委員、推進委員、推進委員入室）



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出11件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地貸借の合意解約による届出125件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しいたします。

○事務局（小川修一君） 小倉会長には、長時間にわたり議事の進行、お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、柳田職務代理により、閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり
慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和2年第10回加須市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ
さまでした。

閉会 午後3時20分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年10月26日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 口 悦 夫

署名委員 江 川 芳 夫